

令和 6 年 度

定期監査結果報告書

(令和 6 年 5 月～令和 6 年 8 月)

令和 6 年 8 月 16 日

可 児 市 監 査 委 員

地方自治法及び可児市監査基準に則り監査を実施したので、その結果を以下のとおり報告する。

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項の規定による監査

第 2 期間及び対象

令和 6 年 5 月 22 日から令和 6 年 8 月 1 日まで

- (1) 市政企画部（財政課）
- (2) 総務部（管財検査課、税務課、収納課）
- (3) 市民文化部（地域協働課）
- (4) 福祉部（高齢福祉課、福祉支援課、介護保険課、国保年金課）
- (5) こども健康部（健康増進課）
- (6) 建設部（都市計画課、土木課）
- (7) 水道部（上下水道料金課、水道課、下水道課）
- (8) 議会事務局（議会総務課）

第 3 着眼点

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に沿って、事務事業が法令等に従い効率的かつ効果的に執行されているか、また、合理的で適正に執行されているかを主眼に実施するもの。

第 4 主な実施内容

1 監査委員による質疑応答

被監査部署から業務実績、予算執行状況の説明を受けた後、監査委員から関係職員への質疑応答、施設の現地確認を行った。

2 事務局職員による確認

(1) 事務書類の処理状況の確認

被監査部署の契約事務、会計事務等の書類処理について、各種条例、規則、手引き等への適合可否を確認した。

(2) 現金取扱状況の確認

被監査部署の現金取扱状況（レジ、金庫、鍵の管理、入金手順、帳簿管理等）を確認した。

(3) 備品管理状況の確認

ア 現場において、被監査部署が購入した備品の現物及び管理シール貼付を確認した。

イ 被監査部署が廃棄した備品について、適正な廃棄事務処理が行われているかを確認した。

(4) 関係団体の事務上の管理状況の確認

被監査部署で事務取扱のある関係団体がある場合、その事務上の管理状況（通帳、印鑑の管理状況、帳簿、伝票の作成状況）を確認した。

第5 結果

各部署の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行については、概ね適正に実施されているものと認められた。

なお、事務書類の処理状況、現金取扱状況、備品管理状況、関係団体の事務上の管理状況の確認において、概ね適正に処理されているものと認められた。

今後の事務にあたっては、下記の要望事項に留意の上、引き続き適切な遂行に努められたい。

第6 要望事項

- 1 管財検査課で契約手続きを行う 50 万円以上の契約だけでなく、各課で手続きする 50 万円未満の契約についても適正に行われるようできる限り指導されたい。（管財検査課）
- 2 市の所有する公有地については、時間の経過とともに、日ごろの管理方法や過去の経緯の把握が年々困難となっていくと思われる。可能なものから処分するなど早めの整理を進められたい。（管財検査課）
- 3 地区センター内に保管されている各種団体の備品について、破損した際の瑕疵問題等を未然に防ぐため、原則保管しないよう指示されたことは評価する。なお、例外的に保管を認める場合の許可者や問題が生じた場合の責任の所在について明らかにする必要がある。
また、保管を認める場合における申請方法具体例を示すなど、窓口となる地区センターの職員と団体の間でトラブルが起こらないよう実現可能な方法を指示されたい。（地域協働課）
- 4 各種団体等への補助金としてKマネーが交付されているが、事業者や団体の使い勝手や管理の安全面を考慮し、Kマネーを電子化するよう検討されたい。

(地域協働課)

- 5 特定の職員に時間外勤務が偏っている。時間外勤務の増加により職員の身心等に問題が生じてからでは手遅れであるため、福祉部として抜本的な解決策について検討されたい。
なお、給付金事業のように突発的に発生する業務について、一つの課のみで担当するのではなく、他課との連携体制を構築し、組織的な対応をするよう務められたい。(高齢福祉課)
- 6 特定の職員に時間外勤務が偏っている。時間外勤務の増加により職員の心身等に問題が生じてからでは手遅れであるため、福祉部として抜本的な解決策について検討されたい。(介護保険課)
- 7 課内の人員配置について、単に時間外勤務時間の増減から判断するのではなく、業務の内容に応じて積極的に見直している姿勢は評価できる。今後も問題意識を持って改善するよう取り組まれたい。ただし、依然として特定の職員に時間外勤務が偏っていることから、福祉部として抜本的な解決策について検討されたい。(福祉支援課)
- 8 医療体制の逼迫が起こる前に、医療機関への補助を適切に実施していく必要がある。圏域の考え方もあるが、他地域の医療機関との連携についても検討・情報収集に努められたい。(健康増進課)
- 9 支障木伐採業務について、伐採出来る業者が少ないことや依頼のタイミングが少しずつ異なるため、まとまった発注が難しく随意契約となることは理解したが、年間の管理業務として、種類や単価、地区をまとめた契約が出来ないか検討されたい。(都市計画課)
- 10 議員活動経費の不用額が多いので、十分検討し予算要求を行うよう努められたい。(議会総務課)
- 11 政務活動費については、政務活動費の手引きに基づき適正に支出されているか適時・適切に確認し不明な部分については必ず確認するよう努められたい。(議会総務課)

- 12 特定の職員に時間外勤務が偏っていることは、特定の課に限ったことではなく、市役所全体に見受けられる問題である。したがって、単にそれぞれの課の問題として捉えるのではなく、部及び市全体の問題であることを認識し、解決策について大所高所から検討すべきと考える。
- また、市民からの苦情等は職員の大きな負担となるので、さらなるカスタマーハラスメントの対策について実効性のある対応策を進められたい。（共通）